

# 泡原液の性能及び試験基準に関する事項

## 改正要領

鋼船規則検査要領 R 編

## 改正事項

泡原液の性能及び試験基準に関する事項

## 改正理由

ケミカルタンカーにおける固定式甲板泡装置の泡原液に関する性能及び試験基準として“Guidelines for performance and testing criteria and surveys of expansion foam concentrates for fire-extinguishing systems for chemical tankers” (MSC/Circ.799)が IMO より回章されていた。

当該指針においては、低膨脹泡消火装置の試験要領である“Guidelines for the performance and testing criteria and surveys of low-expansion foam concentrates for fixed fire-extinguishing systems (MSC/Circ.582/Corr.1)”に準拠するよう指示されているが、ケミカルタンカーに使用される耐アルコール性泡原液の性質に対応した試験となっていなかった。

この後、IMO 防火小委員会において適切な指針の作成について検討が行われた結果、これまで回章されてきた MSC/Circ.799 及び MSC/Circ.582/Corr.1 を統合し、新たな要件を加え、MSC.1/Circ.1312 として回章されている。

今般、固定式甲板泡装置及び固定式低膨脹泡消火装置に使用する泡原液は MSC.1/Circ.1312 に従ったものとするよう関連規定を改めた。

## 改正内容

固定式甲板泡装置、固定式低膨脹泡消火装置等に使用する泡原液については、”Revised guidelines for the performance and testing criteria, and surveys of foam concentrates for fixed fire-extinguishing systems (MSC.1/Circ.1312)”に従ったものとするよう関連規定を改めた。